〃遂に事務所に於て會見し會社側水野正治、藤田常三郎、職工側河永及外五
者協議會の斡旋に依り同會委員長河永氏の斡旋を受けたるが十四日午前四時より
愛知縣勞働業者の要請に依り町議會長近藤氏仲裁に立ち本部を置き出内町勞働
十七日前記の要求書を提出したるも會社側は之れを拒絶したるより十三日より罷
業
十過ぎ
人なお職工は依然として午よりの一時迄の休憩時間を昭和八年八月十五日より實行
當方會社は來る本月五日より休業して出勤の職工を以て事業を續行せんとし職工も之に対し罷業
本年四月より毎月廿六日以上の勤續者には日給の五分乃至三割の賞與手當

争議發生原因

一、争議費用負担金は勞働者側の負擔とし、會社は昭和八年六月十五日より實際に施行す

要求、朝鮮人にも相當技術あるものは職工に採用する事

争議参加人員　二三〇名

總從業員　廿日以上皆勤者に對し現日給の最低五分より最高二割五分增給

所在地　名古屋市中區南伊勢町八ノ七二　合資會社　水野製作所

一、争議費用は工場主に於て負擔すること

一、犠牲者を出さゞること

名、縣畑調停官補立會の上協議を重ね午后九時に至り前記の如き條件にて解
決。

財團法人 協調會名古屋出張所